

# 第5期羽曳野市地域福祉計画

## 第5期羽曳野市地域福祉活動計画

【素案】

令和7（2025）年12月

羽曳野市

社会福祉法人羽曳野市社会福祉協議会



## 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって.....            | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....                 | 1  |
| 2 計画の構成.....                   | 2  |
| 3 計画の位置づけ.....                 | 2  |
| 4 計画の期間.....                   | 4  |
| 5 計画の策定体制.....                 | 4  |
| 第2章 羽曳野市の地域福祉を取り巻く現状.....      | 7  |
| 1 国・大阪府の動向.....                | 7  |
| 2 統計データ等からみる羽曳野市の現状.....       | 9  |
| 3 各種アンケート調査の主な結果.....          | 16 |
| 4 住民懇談会の主な意見.....              | 22 |
| 5 第4期計画の進捗評価.....              | 25 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....            | 30 |
| 1 基本理念.....                    | 30 |
| 2 基本目標.....                    | 31 |
| 3 本計画の推進とSDGs.....             | 32 |
| 第4章 羽曳野市地域福祉計画 施策の展開.....      | 33 |
| 計画の体系.....                     | 33 |
| 重点取り組み.....                    | 34 |
| 基本目標1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり..... | 39 |
| 基本目標2：みんなで見守り支えあうつながりづくり.....  | 56 |
| 基本目標3：想いがつながるいきいきとしたまちづくり..... | 62 |
| 地域福祉計画の推進体制.....               | 72 |
| 第5章 羽曳野市地域福祉活動計画 施策の展開.....    | 73 |
| 重点目標.....                      | 74 |
| 基本目標1：誰もが必要な支援につながるしくみづくり..... | 76 |
| 基本目標2：みんなで見守り支えあうつながりづくり.....  | 81 |
| 基本目標3：想いをつなぎいきいきとしたまちづくり.....  | 87 |
| 地域福祉活動計画の推進体制.....             | 90 |
| 校区福祉委員会活動計画（小学校区アクションプラン）..... | 91 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化と人口減少が進む今日、地域社会においては制度の狭間の問題の顕在化や生活課題の複雑化・複合化が課題となっています。外国にルーツを持つ住民の増加に伴う支援と共生、ひきこもり・8050問題・ダブルケア・ヤングケアラー等の複合的な課題や社会的孤立を含む問題など、指摘される課題は多岐にわたっています。一方、価値観やライフスタイルの多様化等を背景として、地域社会における住民相互の関係性が希薄となり、これまで担ってきた助けあいや支えあい等の機能の低下が危惧されています。

こうした社会情勢を背景として、支援が必要となっても誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりに、住民・関係団体・行政が協働して取り組む地域福祉の重要性は、ますます高まっています。日常生活上発生する様々な問題について、①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②近隣住民の支えあいやボランティア・NPO法人等による支えあい活動（互助）、③医療・年金・介護保険等の制度化された相互扶助（共助）、④市等による支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みの強化が求められます。

令和2（2020）年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。また、認知症の人を含めた共生社会の実現に向けた施策の総合的な推進を図る「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6（2024）年1月に施行され、同年4月には、国及び地方が総合的な孤独・孤立対策を推進するための「孤独・孤立対策推進法」が施行、同年6月には、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による関係各法の改正により、ヤングケアラーの定義及び支援が法に位置づけられたほか、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充のための法改正が行われるなど、地域共生社会の実現のために多方面における法整備が進められています。

本市においては、これまで住民・関係団体と連携した地域福祉の推進に取り組んできました。特に直近の第4期羽曳野市地域福祉計画・第4期羽曳野市地域福祉活動計画においては、第2期地域福祉計画から引き継いだ「誰もがいつまでも安心して暮らし続けられる支えあいのまち羽曳野 ～「ささえあいネットはびきの」の実現に向けて～」を基本理念とし、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進めてきました。ここでは、本市独自の取り組みとして進めてきた支援のネットワークである「ふれあいネット雅び」と「専門職ネットワーク」を核とした、重層的な支援体制である「ささえあいネットはびきの」の推進を重点取り組みとし、国の定める重層的支援体制整備事業についても令和7（2025）年度から本格実施に入っています。

この度、第4期計画の最終年度を迎え、これまでの取り組みの評価・検証を行うとともに、実態把握のための各種調査の実施、今日的な課題を踏まえた施策・事業の見直し等を行い、本市の地域福祉のさらなる充実と包括的な支援体制の整備を計画的に進めるための指針として、新たに「第5期羽曳野市地域福祉計画・第5期羽曳野市地域福祉活動計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

## 2 計画の構成

---

本計画は、羽曳野市が行政計画として策定する「羽曳野市地域福祉計画」と、羽曳野市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」と言う。）が中心となって、住民主体の活動計画として策定する「羽曳野市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

行政・住民・関係団体が連携して取り組む地域福祉の推進においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携が不可欠であることから、課題の認識や基本理念を共有するため、第1章から第3章については羽曳野市と社会福祉協議会による協議を踏まえ、両計画に共通のものとして位置づけます。

それぞれの計画における分野別の具体的な取組みを示すにあたっては、施策・事業の範囲や対象が必ずしも共通のものばかりではないことから、それぞれ章を分け、第4章に「地域福祉計画」における分野別施策、第5章に「地域福祉活動計画」における分野別の取組みを記載しています。

## 3 計画の位置づけ

---

### （1）法的な位置づけ

「第5期羽曳野市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条が定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と「社会福祉法」に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。加えて本計画は、大阪府が地域福祉に関する諸施策について定めた「大阪府地域福祉支援計画」との整合も図っています。

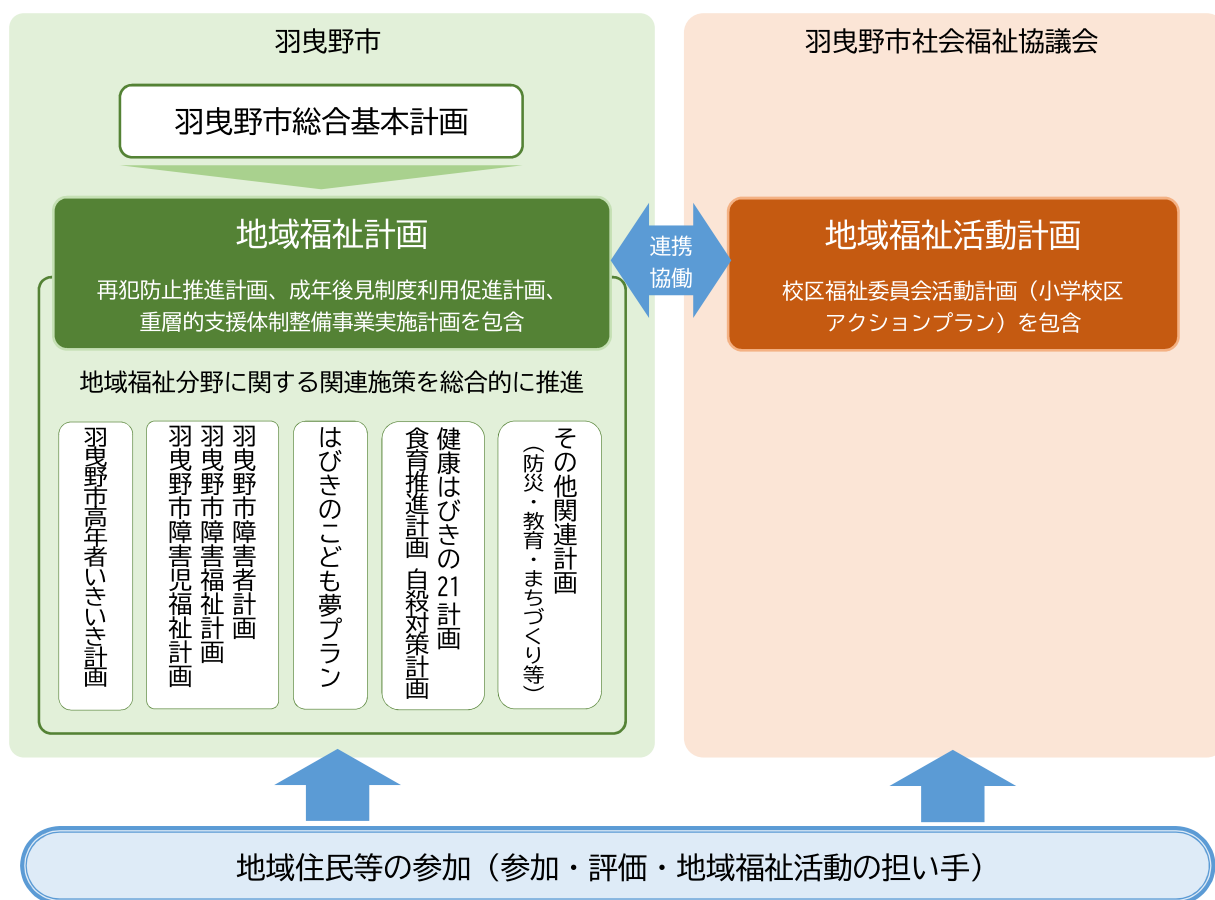
「第5期羽曳野市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づく地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が中心となって策定する、地域福祉に関する実践的な計画です。

### （2）他計画との関係

本計画は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための本市の最上位計画である「羽曳野市総合基本計画」を上位計画とします。

また、社会福祉法の規定により、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられることから、「羽曳野市高年者いきいき計画」「羽曳野市障害者計画」「はびきのこども夢プラン」「健康はびきの21計画」等の関連計画と相互に連携・整合を図っています。

■他計画との関係



## 4 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。  
 なお、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行うことがあります。

### ■本計画及び関連計画の計画期間

|                         | R3<br>年度 | R4<br>年度 | R5<br>年度 | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 | R9<br>年度 | R10<br>年度 | R11<br>年度 | R12<br>年度 |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 羽曳野市総合基本計画              | 第6次      |          |          |          |          | 第7次      |          |           |           |           |
| 羽曳野市地域福祉計画・羽曳野市地域福祉活動計画 | 第4期      |          |          |          |          | 第5期【本計画】 |          |           |           |           |
| 羽曳野市高齢者いきいき計画           | 第8期      |          | 第9期      |          |          | 第10期     |          |           |           |           |
| 羽曳野市障害者計画               | 第4期      |          |          |          |          | 第5期      |          |           |           |           |
| 羽曳野市障害福祉計画／羽曳野市障害児福祉計画  | 第6期／第2期  |          | 第7期／第3期  |          |          | 第8期／第4期  |          |           |           |           |
| はびきのこども夢プラン             | 第2期      |          |          | 第3期      |          |          |          |           |           |           |
| 健康はびきの21計画              | 第2期      |          | 第3期      |          |          |          |          |           |           |           |

## 5 計画の策定体制

### (1) 羽曳野市地域福祉推進委員会及び羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会

本計画の策定にあたっては、社会福祉に関する団体の代表者、学識経験者、市議会議員、羽曳野市の地域福祉に関係する団体の代表者等によって構成される、羽曳野市地域福祉推進委員会と、羽曳野市地域福祉活動計画推進委員会を合同で開催し、計画の内容を審議しました。

## (2) 各種アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民や地域福祉にかかわる専門職・団体等の現状や意見を把握し、策定の基礎資料とすることを目的として、以下の調査を実施しました。

|   | 調査種別                  | 調査対象<br>(対象件数)                  | 有効回収数<br>(有効回収率) | 調査方法              | 調査期間                                                          |
|---|-----------------------|---------------------------------|------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域福祉に関するアンケート調査       | 18歳以上の市民から無作為抽出(2,500人)         | 929<br>(37.2%)   | 郵送配付・郵送及びウェブによる回収 | 令和7<br>(2025)年<br>7月7日<br>～<br>7月23日<br>(専門職ネットワーク調査は7月31日まで) |
| 2 | 専門職ネットワークに関するアンケート調査  | 市内の社会福祉施設、医療機関等の専門機関            | 110<br>(-)       | ウェブによる調査          |                                                               |
| 3 | 地域福祉に関する校区福祉委員アンケート調査 | 市内14小学校区の福祉委員会構成員の全員(430人)      | 329<br>(76.5%)   | 郵送による調査           |                                                               |
| 4 | 地域福祉に関する団体アンケート調査     | 市内で活動するボランティア活動団体・地域活動団体等(128件) | 100<br>(78.1%)   | 郵送による調査           |                                                               |

## (3) 住民懇談会の実施

校区福祉委員会、PTA、専門機関(福祉サービス事業所、教育・保育施設等)、ボランティアグループ等からの参加を得て、西・東・中の3圏域で各1回の住民懇談会を実施しました。ワールドカフェという手法を用いて、各地域の福祉活動の現状と課題、今後の取組みの方向性について、意見交換と新しいつながりづくりの場とすることを目的として取り組み、地域における活動の課題と展望について、活発な発言が交わされました。

|   | 実施エリア | 対象小学校区                  | 日時                  | 会場           | 参加人数 |
|---|-------|-------------------------|---------------------|--------------|------|
| 1 | 西圏域   | 高鷲・高鷲南・高鷲北<br>恵我之荘・丹比   | 令和7(2025)年<br>7月10日 | 北宮中部<br>公民館  | 56人  |
| 2 | 東圏域   | 古市・古市南・白鳥<br>駒ヶ谷・西浦東・西浦 | 令和7(2025)年<br>7月16日 | 石川プラザ        | 59人  |
| 3 | 中圏域   | はびきの埴生・埴生南<br>羽曳が丘      | 令和7(2025)年<br>7月25日 | エコプラザ<br>はにふ | 55人  |

#### （４）パブリックコメントの実施

令和●（202●）年●月●日から令和●（202●）年●月●日にかけて、本計画素案の段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く市民の意見を求めました。